

## 都道府県における移入種対策制度等の状況

平成15年5月1日現在

都道府県	条例・要綱等の名称	制定年次	条例等の特徴	移入種リストの有無	リスト作成年次	リストの特徴
北海道	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	H13.3	アライグマ、プレーリードッグ、フェレット等を特定移入動物として規定。 動物販売業者に対して、販売実績の記録の保管義務や飼い主に対する十分な情報提供義務。 飼い主に対して、知事への届出義務及び適切な飼育や不妊手術といった遵守事項を規定。	作成中		
	北海道アライグマ対策基本方針	H15.3	アライグマを北海道の野外から排除することが最終目標。 北海道を3区分し、特に緊急を要する地域の排除計画作成。 行動計画に基づき、駆除を実施。			
千葉県	千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針	H12.1	千葉県に生息するイノシシ(イノブタ含む)は、農林作物被害を効果的に軽減することを目標。 キョンは、自然から排除することを目的。 継続的なモニタリング調査により、生息状況と被害状況を把握しつつ、狩猟や有害鳥獣駆除などで効果的に個体数を管理。			
	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)	H15.3	在来のニホンザルとの交雑を防ぐため、移入種(アカゲザル等)を早急に捕獲。			
東京都	東京都野生生物保護育成指針	H12.4	オオクチバスや、小笠原諸島など代表的な移入種問題を概観し、移入種の放流の禁止や導入を制限する区域の設定を可能にするような制度的対応の必要性を記載。			
	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12.12	東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の放逐に対し中止命令することができる。 移入種放逐の一般的な禁止なども規定。			
岐阜県				作成中		

都道府県	条例・要綱等の名称	制定年次	条例等の特徴	移入種リストの有無	リスト作成年次	リストの特徴
三重県	三重県自然環境保全条例	S48 制定 H15.3 改正	希少野生動植物監視地区における移入種等の放逐を届出制及び中止命令・原状回復命令を規定。 移入種の放逐等を一般的に禁止（罰則なし）。 特定外来魚（ブラックバス・ブルーギル）の増殖の抑制に努め、特定外来魚の生息する池沼の所有者に対し、増殖抑制のため必要な措置をとることを勧告することができる。			
和歌山県	和歌山県サル保護管理計画	H13.9	ニホンザル・タイワンザル及び交雑ザルを特定鳥獣に指定し、生態系の遺伝子的攪乱を防止することを目的。 和歌山市南東部及び海南市北東部地域で、タイワンザル及び交雑ザルを全頭捕獲し遺伝学的調査を実施。			
高知県				あり	13年度	高知県レッドデータブック（動物編）に記載
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	H14.10	移入種等の放逐について、許可制及び中止命令・原状回復命令などを規定。 指定された移入規制種について、移入を原則禁止及び中止・原状回復を勧告することができる（違反者の氏名と勧告内容を公表）。 移入規制種個体を業として販売する者に対し、購買者に当該個体が移入規制種であることの明示、適切に飼育しなければならない旨の説明を努力義務として規定。	作成中		
鹿児島県				あり	15年度	鹿児島県レッドデータブックに掲載（導入地域あるいは定着地域、原産地、導入の経緯などを記述）

都道府県自然環境担当部局へのアンケート調査結果を集計したもの